



平成27年5月15日

各位

会社名 株式会社 創 健 社  
代表者名 代表取締役社長 中村 靖  
(コード番号：7413)

問合せ先責任者 取締役管理本部長 本田 次男  
(TEL. 045-491-1441)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の当社第48期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 経営の柔軟性・機動性を確保するために現行定款第20条につきまして取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (3) 平成27年5月1日施行の改正会社法において、定款の定めにより業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、業務執行しない取締役や監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款に新設し、条数の繰り下げを行うものであります。なお、定款第26条（社外取締役の責任免除）の新設につきましては、監査役会の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| 第2条（目的）<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) 保健食品およびその他食料品の製造販売<br>(2) 健康機械器具の販売<br>(3) 図書の販売<br>(4) 出版業<br>(5) 化粧品類の販売<br>(6) 飼料の販売<br>(7) 酒類の販売<br>(8) 食品の分析業 | 第2条（目的）<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) 保健食品およびその他食料品の製造販売および <u>輸出入</u><br>(2) 健康機械器具の販売および <u>輸出入</u><br>(3) 図書の販売<br>(4) 出版業<br>(5) 化粧品類の販売および <u>輸出入</u><br>(6) 飼料・ <u>肥料</u> の販売および <u>輸出入</u><br>(7) 酒類の販売および <u>輸出入</u><br>(8) 食品の分析業 |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(9) 健康および環境に関する研修セミナー・コンサルタント業<br/> (10) 梱包業<br/> (11) 商品運送および発送の請負業<br/> (12) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第20条（任期）<br/> 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第26条～第34条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第35条～第41条 （条文省略）</p> | <p>(9) 健康および環境に関する研修セミナー・コンサルタント業<br/> (10) 梱包業<br/> (11) 商品運送および発送の請負業<br/> (12) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第20条（任期）<br/> 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第26条（取締役の責任免除）<br/> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第27条～第35条 （現行どおり）</p> <p>第36条（監査役の責任免除）<br/> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第37条～第43条 （現行どおり）</p> |

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日（金）  
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 26 日（金）

以 上